

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	公共施設の料金体系の見直し			重点項目番号	4					
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	<p>【現状】 伊賀市の社会体育施設の使用料金は合併前の各市町村が決定した料金設定になっている。類似施設間の利用料金に格差がある状態である。</p> <p>【問題点、必要性】 類似施設間の使用料金の均一化を図る必要がある。利用単位を明確にし、わかりやすい料金設定を行う。</p> <p>【現状の客観的な説明】 合併協定書では、「施設使用料については、当分の間現行のとおりとする。ただし、各市町村で同一または類似する施設使用料については、新市発足後可能な限り統一に努めるものとする。」としている。現在、社会体育施設の殆どが平成18年4月から指定管理者制度により管理されている。</p>			番号	③					
				担当課(執行する課)	教育部スポーツ振興課					
				責任者名(執行責任者)	スポーツ振興課長 松浦 正光					
				担当課電話番号	22-9680					
対象等(なにが、だれが)	体育施設の使用料			財政効果額(千円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか)	【金額】					
成果(対象がどうなるのか)	市内の類似する体育施設の使用料が統一される。規模や設備に応じた使用料となる。				【算定根拠】 ※コストを反映させた応分の負担とし、方針案策定の際に実績によりシミュレーションを行い公表する。					
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	<p>【実施内容】 コストを反映させた応分の負担とすることや、県下の体育施設料金を参考にして、類似施設の使用料金の統一と利用区分を明確にするため、1時間単位の施設使用料金及び照明設備使用料金を定めることとし、平成20年度には、市民への周知期間をふまえ、更に次期指定管理者選定を行う必要があるため、遅くとも平成20年9月議会へ条例改正の議案上程を行う。</p> <p>【目標数値】 9月議会までに、条例改正の手続き及び参考資料の作成</p> <p>【目標の客観的な説明】 単位を明確にする等料金体系が分かりやすくなり、類似施設間の料金の均衡が取れる。</p>			特記事項						
目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目) (何をどれだけやるのか)	活動指標名	目標値	定義・算定式	行程表(いつまでにやるのか)						
				平成20年度		平成21年度		平成22年度		
				4月	10月	4月	10月	4月	10月	
	条例改正の手続き及び参考資料の作成	平成20年9月	類似施設使用料金の統一・使用区分の料金の明確化	⇔						
	体育施設条例の改正		遅くとも平成20年9月議会に上程する。	⇔						
	市民への周知	平成21年3月	広報及びHPIにて周知	⇔						